

ふじさき歯科

デンタルニュース

2017年 No.25



サプリメントって何？

焼け止め、のどの清涼剤、ビタミン・カルシウム剤等。これらすべては厚労省、消費

近頃、といつてももう随分と前からでしょうか、テレビ、新聞等のマスメディアでサプリメント、あるいは健康食品と呼ばれる栄養補助の食品が非常に目につくようになつたのは。

これらの話題の商品では、一様にそれを飲んだり、食べたりすれば、元気が出る、丈夫な身体を保ち続ける、若さを取り戻し、美しさ、力強さをびっくりする程に甦らせてくれるなどの効果をうたっているのが特徴だと思います。

いくら科学の発達した二十一世紀の現代とは言え、このよう『魔法の薬』がそんなに沢山あるのか？と不思議に思い、調べてみると不思議でした。

そもそもこれらの効果を表示しているのは、そのほとんどが栄養機能食品、機能性表示食品、特定保健用食品（トクホ）などと呼ばれている商品だということがわかります。その他にも薬と化粧品の中間的なもので、医薬部外品というものであります。例えば脱毛剤、日

おいては、受用者の感想などによりあかも凄い効果があるような印象を植え付けてしまった宣伝が多く見られます。

実際これらの製品の販売、プロモートをする会社のホームページを見ると、「薬事法表現のカンニシングペー・パー」、「魅力的な表現で売り上げ倍増」、「機能性表示による売り上げアップ事例」等というキヤツチフレーズによる宣伝が数多く見られます。

人は誰でも、いつまでも元気で健康で、美しく、若くいたいと思うのは当然の事でしょう。しかしそれを薬や、ある種の食品、サプリメントに期待するのは少し無理があるよう思います。本当に必要なことは、規則正しい食事や生活習慣、ストレスをためないよう平穏な心を保つ、毎日の適度な運動などだと思います。

気が付かない程に小さな字で、「効果は個人の感想によるものであり、約束したものではありません」などと書かれてあるのを良く見ます。

こういったやり方の広告で効能を表示して販売を広げることは消費者を裏切る行為と考えざるを得ないと思います。医学の場合、医薬品、医療方法等の効果を吟味する為には、膨大なテストや比較

対照試験、作用機助の論理的な検証が必要となるのですが、前述のにはこうした表示があまり見られず、ほとんどが疑示科学のワクから出られない表現の広告となつているようです。

つまり薬事法等の法律に触れない表現でもつて如何に商品の効果を魅力的にアピールできるかが売り上げのカギになつているという事がわかります。

ほとんどの商品でその効能、効果を約束しているものはありません。多くの場合、画面の端っこに、